

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善命令、施設使用の一時停止命令
概要	揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるとき揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善又は施設使用の一時停止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第17条の11
処分基準	揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	